

福島復興再生特別措置法施行令及び 厚生年金保険法施行令の一部を改正する政令案の概要

令和 2 年 6 月
復 興 庁

1 制定の背景

復興庁設置法等の一部を改正する法律案（以下「法案」という。）が現在、第201回国会に提出されている。法案において、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）の一部改正が措置されているところ、法案が成立し、公布・施行された際に、改正により新設された措置が速やかに実行できるよう、改正後の福島復興再生特別措置法（以下「改正法」という。）第89条の6第5項及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第82条第4項の規定により読み替えられた同条第1項の規定により政令で定めることとされている事項について、福島復興再生特別措置法施行令（平成24年政令第115号）及び厚生年金保険法施行令（昭和29年政令第110号）の一部を改正し、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）に派遣される国の職員の退職等年金給付に要する費用に係る負担金の機構と国の負担割合等を定めることとする。

2 福島復興再生特別措置法施行令の一部改正の内容

(1) 国家公務員共済組合法の特例による負担金の額（新設）

改正法第89条の6第4項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法第99条第2項第3号の規定により、機構及び国が改正法第89条の3第7項に規定する派遣職員（以下「派遣職員」という。）の退職等年金給付に要する費用を負担することとされているところ、機構と国が負担すべき派遣職員の退職等年金給付に要する費用に係る負担金の額は、それぞれが派遣職員に支給した報酬等の割合に応じて按分することとする。
(改正法第89条の6第5項関係)

(2) 厚生年金保険法による保険料の額（新設）

本政令案（後述の3参照）による改正後の厚生年金保険法施行令第4条の2第2項の規定により機構及び国が負担すべき派遣職員の厚生年金保険料に係る事業主負担分の額は、それぞれが派遣職員に支給した報酬等の割合に応じて按分することとする。
(改正法第89条の6第4項及び第5項関係)

(3) 国家公務員共済組合法施行令の特例（新設）

派遣職員についても国家公務員共済組合法の適用対象とする等の特例を定める。

（改正法第89条の6第5項関係）

3 厚生年金保険法施行令の一部改正の内容

厚生年金保険法施行令第4条の2を改正し、厚生年金保険法第82条第4項の規定により読み替えられた同条第1項に規定する者に機構を追加するとともに、派遣職員の厚生年金保険料に係る事業主負担分は、機構及び国が負担することとする。

（厚生年金保険法第82条第4項の規定により読み替えられた同条第1項関係）

4 施行期日

公布の日から施行する。

（復興庁設置法等の一部を改正する法律の公布日と同日）